

第 2 3 次宮城県美術館協議会委員候補者公募要領

1 趣 旨

博物館法第 2 3 条に基づき設置されている宮城県美術館協議会は、宮城県美術館の運営について、美術館長の諮問に応ずるとともに、美術館長に意見を述べる機関です。

この宮城県美術館協議会委員の委嘱に当たって、広く県民の声を宮城県美術館の運営に反映させるために、委員候補者を公募するものです。

2 募集人員

1 人

3 委員の任期

令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 月 3 1 日まで（2 年間）

4 募集期間

令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）から令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）午後 5 時まで（必着）

5 応募資格

次のいずれにも該当する方。ただし、国、地方公共団体の職員を除きます。

- （1）宮城県内に居住又は通学・通勤している方
- （2）令和 8 年 2 月 1 日現在における年齢が満 2 0 歳以上の方
- （3）宮城県美術館に関心のある方
- （4）年 1 ～ 2 回程度開催する宮城県美術館協議会に出席できる方

6 応募方法

必要事項を記入した応募用紙と小論文を郵送又は持参により、宮城県美術館管理部宛てに提出してください。

（1）応募用紙

ア 配布場所

（ア）宮城県美術館管理部総務管理班（仙台市青葉区川内元支倉 3 4 - 1）

（イ）宮城県教育庁生涯学習課（仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1 宮城県行政庁舎 1 5 階）

イ 宮城県美術館サイトからのダウンロード

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bijyutu/kyougikai/bosyuu2025.html>

（2）小論文

テーマ 「今後、美術館に期待すること」

1, 2 0 0 字程度（市販の原稿用紙又は A 4 判縦用紙に横書き）

（3）直接持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間に、事前に電話連絡の上、宮城県美術館管理部へお越しください。

（4）ファクシミリや電子メールによる提出は、受け付けできません。

（5）提出された応募書類については返却しませんので、あらかじめ御了承願います。

7 選考方法

選考委員会を開催し、提出された応募書類の審査を行い、必要に応じ面接を経て、委員候補者を決定します。なお、面接を行う場合は、別途通知する予定です。

8 選考結果の通知

選考結果は、令和 8 年 1 月 1 3 日（火）までに応募者全員へ通知します。

9 その他

（1）応募いただいた個人情報、本委員会の選考以外の目的には利用しません。

（2）協議会に出席した委員には、宮城県条例の規定による報酬及び旅費が支給されます。

10 問合せ先・応募書類の提出先

宮城県美術館管理部総務管理班

〒9 8 0 - 0 8 6 1 仙台市青葉区川内元支倉 3 4 - 1

電話：0 2 2 - 2 2 1 - 2 1 1 1 FAX：0 2 2 - 2 2 1 - 2 1 1 5